■■下水道事業受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます■■

下図の区域に土地を所有の皆さん

現在、約542haの区域で下水道が使用可能になりました。今年 度も新たな対象区域を定め「受益者負担金」を賦課します。

呉竹町四丁目の一部・呉竹町五丁目 沢渡町二丁目の一部、屋敷町五丁目の一部 屋敷町五丁目 吴竹町四丁目 呉竹町五丁目 沢渡町二丁目

受益者負担金とは

下水道が整備されると、今まで側溝に流れていた汚水が下水道管に流れる ようになるので地域全体の環境が改善されます。その整備には長い年月と多 額の費用が必要ですが、道路や公園などの誰もが利用できる施設とは違い、 下水道施設は整備されている地域の皆さんしか利用できません。

建設費を公費(税金、国や県からの補助金)のみでまかなうことは公平性を 欠くため、下水道を使用できる環境となる地域の皆さんから順に建設費の一 部を負担していただくものです。負担金は土地の面積に対して賦課されるも の(1㎡あたり350円)で、一度かぎりです。

納付までの流れ

6月初旬 ……・・関係者へ受益者申告書・個別相談会の

案内送付

6月中旬 ……個別相談会の開催 6月下旬 ……・・・申告書を市へ提出

8月中旬 ……・・・負担金決定通知書の送付

9月初旬 ……納入通知書の送付(口座振替の方を除く)

9月末日までに:取扱金融機関にて納付

(口座振替は納期末日に引き落とし)

負担金を納めていただく方

賦課対象区域内に土地を 所有している方

※その土地に地上権、質権、 または使用貸借もしくは賃 貸借による権利がある場合 は、その権利者が受益者と なる場合もあります。

負担金の対象となる土地

賦課対象区域内(下水道整 備区域内)にある宅地、雑 種地、田畑などすべての土 地

負担金の額

土地の面積(公簿面積) 1㎡あたり350円

※負担金の最初の納期は、本 年9月です。

納付方法

- ①分割納付:年2期(9月、3月) ずつ5年間の10回分割
- ②一括納付:1期(9月)に全額 納付
- ※②は前納報奨金制度あり (限度額25万円)

負担金の徴収猶予、減免

申請により負担金の徴収猶 予、減免が受けられる場合 があります。詳しくは問い 合わせてください。

申告書の送付、相談会の開催

6月初旬に対象者に受益者 申告書を送付します。また、 個別の相談会も予定してい ます。

みんなの下水道を大切に

- 水洗トイレには溶ける紙しか流さない。
- 台所の流しに油類や野菜くずを流さない。
- 危険な物質を流さない。
- マスはこまめに掃除する。